

## 社会福祉法人都台福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人都台福社会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、都台福社会旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償額

4, 000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償費

4, 000円

(改廃)

第4条 本規程は評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規定は、平成30年6月14日より施行する。